

# 館山市教育委員会 保護者向け情報配信基準

令和7年4月1日  
館山市教育委員会

## 1 目的

館山市保護者向け連絡システム（以下「連絡システム」という。）を導入し、館山市立幼稚園、保育園及びこども園（以下「園」という。）並びに小中学校に所属する園児・児童・生徒の保護者（以下「保護者」という。）に向けて、連絡システムを活用した情報を配信することが可能になった。

これに伴い、公的機関以外の団体又は個人からの情報について、館山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から連絡システムを活用して情報を配信するに当たり、一定の基準を定めるものとする。

## 2 配信する電子データの基準

電子データの形式は、PDF形式又は画像(JPEG/GIF/PNG/HEIC/HEIF)形式とし、サイズは3MB以下とする。

## 3 配信許可基準

次の各号に定める許可基準を満たす活動に係る情報のみ、配信を許可する。

- ① 館山市内の園児・児童・生徒（保護者を含む）が対象であること。
- ② 営利を目的とせず、公益性が認められるものであること。
- ③ 園児・児童・生徒の教育活動に有益なものであること。
- ④ 政治活動、宗教活動又は暴力団等の反社会的活動と関連しないものであること。
- ⑤ 以下の必要事項が記載されていること。
  - ・団体名又は代表者名
  - ・連絡先（メールアドレス、電話番号等）
- ⑥ その他教育委員会が適切と認めるもの

## 4 配信単位

園単位 又は 学校単位

## 5 配信の流れ

- ① 申請者は配信資料を添えて、教育委員会教育総務課に情報配信申請書を提出する。  
（配信を希望する日の2週間前までに申請する。）
- ② 教育委員会は、申請内容を確認し、配信の可否を判断する。  
（配信不可と判断した場合のみ、申請から1週間程度で申請者に連絡する。）
- ③ 教育委員会から、連絡システムを活用して配信する。  
（申請状況に応じて、他の情報と一括して配信する。）

## 6 その他

- ① 作文・絵画コンクール等の作品のとりまとめは原則行わない。
- ② 教育委員会、園及び学校は、いかなる損害に対しても一切の保障・費用負担は行わない。